

番号	対策局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要	
			措置区分	措置区分	措置区分	措置区分
72	オリエンタール クラブ （株式会社 東京スカイツリー コアビルディング）	防災管理定額業務の経費の支出等を適切に行うべきもの	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	<p>局は、協定の中で、防災管理定額業務を消防法(昭和23年法律第186号)第36条に基づき年に1回行うこととして、会社に業務を委託している。ところで、平成28年度及び平成29年度の点検業務の実施状況を見たところ、調布庁舎は、平成28年11月6日から3年間、東京消防庁から点検及び報告義務を免除する特例認定制度の適用を受けていることから、点検業務を行わずに済む必要はなく、実際の業務もわけていなかった。局は協定の見直しや点検業務の履行確認を行わずに、この業務の総費20万9,088円(監査事務局長賞)を、会社に支払っているのは適切でない。また、会社は点検業務を行っていないにもかかわらず、局に経費を請求しているにもかかわらず、局に経費を請求しているのは適切でない。局に経費を請求しているにもかかわらず、局に経費を請求しているのは適切でない。</p>	<p>平成31年2月21日付けで、個別業務の実施計画に基づいて、個別業務の実施計画を精査し、確認し、適正な支出を行う。【2-1ウ】</p>
73	住宅政策本部 (東京都住宅供給公社)	都営住宅の不適正使用の是正業務を網羅的に実施し、確認すべきもの	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	<p>各窓口センターの住宅長期不在品に係る事務処理を見たところ、次のとおり、不適切事例が認められた。 ① 小笠原区を届出日、最終期をその1年経過後日として処理しており、実際の不在期間、申し込みから届出日までを正確に把握できず、適切でない。 ② 公社は、住宅長期不在品の期間を正確に入力している。 ③ 公社は、住宅長期不在品の期間を正確に入力している。</p>	<p>平成31年2月21日付けで、局から公社へ「不適正使用業務進行管理表」等の提出について、公社に管理表を作成すること、不適正使用の是正業務を網羅的に実施しているか確認できる態勢を整えた。また、局は、公社から進行管理表を受領すること、不適正使用の是正業務を網羅的に実施していることを確認した。【1-1エ】 今後、(1-1エ)に従って適切に処理する。【2-1ウ】</p>
74	住宅政策本部 (東京都住宅供給公社)	住宅長期不在品の期間を正確に入力すべきもの	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	<p>平成31年1月10日付けで、全窓口センター所長宛て、不在期間を正確に入力するよう通知し、周知徹底した。【2-1エ】 また、窓口センターにおいて、不在期間が正確に入力されたことを、確認した。【2-1ウ】</p>	<p>平成31年2月21日付けで、要領を改正し、不在期間の始期を届出日としており、要領の改正について公社に通知し、不在期間の始期の取扱いについて、周知徹底した。【2-1ウ】</p>
75	住宅政策本部 (東京都住宅供給公社)	住宅長期不在品の初期の取扱いを定めるべきもの	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	<p>各窓口センターにおける入院等を理由とした住宅長期不在品の取扱いを見直し、亀戸窓口センターでは、初期の届出日、内容については開き取り、都営住宅管理総合システムに入力している。小笠原区窓口センターでは、初期の届出日、内容を理由とせず、具体的な状況をシステムにより情報共有できない状況である。理由と理由との差異は、局が、入院等を理由とした住宅長期不在品に係る初期の届出日について、開き取りを定めたい。このように、具体的な取扱いを定めたい。局は、初期の届出日についても取扱いを定められたい。</p>	<p>平成31年2月21日付けで、要領を改正し、不在期間の始期を届出日としており、要領の改正について公社に通知し、不在期間の始期の取扱いについて、周知徹底した。【2-1ウ】</p>
76	住宅政策本部 (東京都住宅供給公社)	不在期間の始期を届出日より前とする必要のあるべきもの	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	<p>局は、「都営住宅名義人及び名義人の配偶者、不在期間の始期を届出日より前とする必要のあるべきもの」として、届出日より前を始期とすることを認めたい。しかしながら、亀戸窓口センターにおいて、不在期間の始期を届出日に修正した結果、不在期間が当初届出日より前となる5か月間となっている事例が認められた。不在期間の始期を届出日以後とする必要のあるべきもの。1年以上の不在期間を認め、届出日より前となる事例が認められることとなり、公平な取扱いとならず、適切でない。局は、不在期間の始期を届出日として、届出日より前を認められたい。</p>	<p>滞納が解消されたものを除き、滞納整理が継続している2件について、電話による納付指導の記録を追記した。【1-1エ】 公社は、平成30年11月16日付けで、滞納者に対するよう、全外勤職員に対し通知するとともに、平成30年12月4日の外勤会議において、周知徹底を図った。外勤職員による納付指導について、適正に記録がされていることを確認した。【2-1ウ】</p>
77	住宅政策本部 (東京都住宅供給公社)	指導記録の作成による納付指導を行うべきもの	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	<p>公社の滞納整理事務について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。 ① 公社規定では、電話による納付指導は指導記録に残すこととされているが、記録がなく納付指導の確保ができていない事例が認められた。 ② 7月に出発した事例であったところ、9月に訪問を行っている事例が認められた。規程等では、電話や訪問等を行うべきと定められているにもかかわらず、納付指導に着手できない事例を発生させている事例が認められた。訪問は、次の滞納による訪問開始時期までに行うことが必要である。指導記録がないため、納付指導の内容や滞納者の状況、支払の傾向が把握できない事例が認められた。公社は、滞納整理上必要な情報を指導記録に残すことで、効果的な納付指導を行われたい。</p>	

(注) 平成31年4月1日実施の組織改正前の名称であり、現在は住宅政策本部。以下、番号84まで同様。

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
84	住宅政策本部 (東京都住宅供給公社)	都民住宅用地に係る補助金の算定方法を見直すべきもの	<p>局は、公社に都民住宅用地として都民住宅用地に交付する補助金の算定方法を見直し、次のとおり見直しを行った。</p> <p>① 補助金の内訳を見直し、土地取得費は貸付元との契約に基づき、一般会計交付料相当額と、土地取得費の変動に応じて増減すべきとし、局は、事業開始当時のまま改定していった。</p> <p>② 都民住宅公社は事業年度ごとに補助金の限度額や期間などについて契約を締結しているが、補助金の算定においてでは事業年度ごとに区別しておらず、一般会計交付料相当額との差額を合計額を補助金額としていた。このため、事業年度ごとに算定した場合となり、平成3年度事業年度は算定がイナズとなり補助対象とならないと結果となっており、局は、この算定方法を認め、補助金額を確定させている。</p> <p>以上のことから、現在の一般会計交付料相当額を算定し、事業年度ごとに交付額が平成28年度及び平成29年度合計で1億1,131万4,792円(監査事務所試算)の過少となり、局は、都民住宅に係る補助金の算定方法を見直された。</p>	<p>補助金の算定方法について、要綱等に基づく詳細な方法を「東京都住宅供給公社に対する土地借受けに係る補助金事務マニュアル」別紙として整理し、平成31年2月20日、課内打合せにおいて、周知徹底した。</p> <p>【2-エ】</p>
85	住宅政策本部 (東京都住宅供給公社)	小口・緊急修繕を行う際の選定に係る規程を定めるべきもの	<p>小口・緊急修繕は、年間16万坪以上に及ぶ膨大な住宅及び付帯設備の小規模修繕申込みに対処するため、毎年業種別に複数の工事店を選定し、1事業年度を定め、契約を締結して、必要単価の申込みを受けたとき等修繕の必要が生じたときに、工事店を選定して発注する制度である。</p> <p>発注する際、小口・緊急修繕のうち、定型的内容のものについては、お客様センターのオペレーターが内容を確認し、決定している。オペレーターが工事店を選定する際の基準を定めず、委託業者への文書による指示も確認できない。</p> <p>公社は、工事の決定過程の客観性や合理性を担保するため、小口・緊急修繕を行う工事店の選定にかかる規程を定められた。</p>	<p>平成31年1月21日付けで、工事店選定の基本的な考え方となる「工事店選定の基準」を定めた。【1-エ】</p> <p>平成31年3月14日付けで、上記選定基準の周知徹底について、週次会議において委託業者に周知徹底した。</p> <p>【2-ウ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
86	住宅政策本部 (東京都住宅供給公社)	廃棄物の処理を適正に行うべきもの	<p>公社は、公社住宅や都営住宅等の維持管理のため、小口・緊急工事契約を締結している。このうち、廃棄物の処理については、業種の許可を受けた工事店として、小口・緊急工事店(廃棄物処理業者)として契約を締結している。廃棄物の処理責任は当該建築物の所有者等にあり、放置、放置、引取、廃棄物処理業者等に分別される廃棄物である。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)による、産業廃棄物の収集運搬及び処分を行う場合、収集運搬は産業廃棄物の収集・運搬の許可を受けた業者と、処分は産業廃棄物処分委託を受けた業者とならなければならない。</p> <p>しかしながら、公社は、産業廃棄物処理業者と小口・緊急工事店に、産業廃棄物として廃棄物を処理する旨の委託契約を締結している。</p> <p>公社は、小口・緊急修繕契約による廃棄物の処理について適正に行われた。</p>	<p>平成30年11月15日付けで、各窓口センターに対し、団地敷地内の放物、非出事業として、産業廃棄物処理業者の選定に収集、運搬及び処分を行わせるよう通知し、周知徹底した。</p> <p>【2-エ】</p>
87	福祉保健局 (社会福祉法人つるがわ学園)	補助金を返す	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都民社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)を交付している。社会福祉法人つるがわ学園が設置する障害者の職員の人件費に当たり、平成28年度分が4万6,000円が過大に交付されている。交付された補助金を返還された。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められた。</p>	<p>平成30年12月21日付けで、過大に交付した4万6,000円の返還を受けた。【1-ウ】</p> <p>平成30年12月27日付けで、文書により各障害者支援施設に対して適正な事務処理について注意喚起を行った。また、同月文書について、平成31年1月30日開催の東京都社会福祉協議会知事連席会(東京都社会福祉協議会)の開催の場で、各障害者支援施設に対して再度周知した。</p> <p>【2-エ】</p>
88	福祉保健局 (社会福祉法人田無の会)	補助金を返す	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都民社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)を交付している。社会福祉法人田無の会が設置する障害者の職員の人件費に当たり、平成28年度分が3万3,000円が過大に交付されている。交付された補助金を返還された。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められた。</p>	<p>平成30年12月21日付けで、過大に交付した3万3,000円の返還を受けた。【1-ウ】</p> <p>平成30年12月27日付けで、文書により各障害者支援施設に対して適正な事務処理について注意喚起を行った。また、同月文書について、平成31年1月30日開催の東京都社会福祉協議会知事連席会(東京都社会福祉協議会)の開催の場で、各障害者支援施設に対して再度周知した。</p> <p>【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	議じた措置の概要
	配置区分	1			
89	福祉保健局 (社会福祉 法人あすは の会)	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	局は、社会福祉法人等に対して、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)を交付している。社会福祉法人あすはの会が設置する現員の人数算定に当たり、月初の人数により算定すべきところ、月途中の人数を含めて算定したことにより、平成28年度分で5万2,000円が過大に交付されている。法人は、過大に交付された補助金を返還を求めたい。	平成30年12月26日付けで過大に交付した5万2,000円の返還を受けた。【1-7】 平成30年12月27日付けで、文書により各障害者支援施設に対して適正な事務処理について注意喚起を行った。また、同文書について、平成31年1月30日開催の東京都社会福祉協議会知覚的発達障害部会総会、同年2月5日開催の同協議会身体障害者福祉部会総会の行政説明の場でも、各障害者支援施設に対して再度周知した。【2-5】
90	福祉保健局 (社会福祉 法人あすは の会)	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	局は、老人福祉の向上を図ることと目的として、団体に申し込めば老人ホーム(A型及びB型)の運営等に要する費用の一部を補助している。ところで、交付状況について見たところ、社会福祉法人福栄の運営に係る収入として、入所者同士の親睦を深めるためのプログラムなどの実費徴収分の実績報告がなかったため、平成28年度分で1万9,500円が過大に交付されている。補助金を返還を求めたい。	過大に交付された1万9,500円については、平成31年1月24日に法人より返還された。【1-7】 平成31年1月31日の担当若手間会議にて、指摘内容から複数箇所を修正し、次回、再発防止のため確認を行うこと、再発防止のため確認を行うこととして、同様の手配がなされたい。【2-5】
91	福祉保健局 (社会福祉 法人福栄 の会)	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	局は、老人福祉の向上を図ることと目的として、団体に申し込めば老人ホーム(A型及びB型)の運営等に要する費用の一部を補助している。ところで、交付状況について見たところ、社会福祉法人福栄の運営に係る収入として、入所者同士の親睦を深めるためのプログラムなどの実費徴収分の実績報告がなかったため、平成28年度分で1万9,500円が過大に交付されている。補助金を返還を求めたい。	過大に交付された1万9,500円については、平成31年1月24日に法人より返還された。【1-7】 平成31年1月31日の担当若手間会議にて、指摘内容から複数箇所を修正し、次回、再発防止のため確認を行うこと、再発防止のため確認を行うこととして、同様の手配がなされたい。【2-5】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	議じた措置の概要
	配置区分	1			
92	福祉保健局 (医療法人 財団良心 の会)	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	局は、団体に対して交付している看護師労働環境改善施設整備補助金の交付について、平成28年度に本補助金の対象となった医療法人財団良心会が設置する青梅成木病院において、実績報告書(工事内容の一部に、工事内訳明細と図面との差異が認められた。この点、当初計画の変更があったことによるものであるが、法人は局へ変更後の修正や工事変更内容について、工事変更内容に反映せず、内訳明細な報告を局に行っていない。また、局は、補助金交付付帯書において、細と図面が整合しないまま、補助金の交付額の確定を行っていない。法人は、補助金の実績報告等で、変更等の報告を適切に行われたり、審査を適切に行われたり。	法人から補助金の実績報告書が再提出された。平成31年1月16日に現地調査を行うとともに、再審査による実績報告等が正しいことを確認し、補助金額の再確定を行った。【1-5】 平成31年1月28日、補助金審査の担当若手間会議で、今後は実績報告書の審査において、事業計画に修正がないか確認を徹底することは、計画変更の対応について、書面だけでなく、補助協議などの場において口頭での説明も行う旨も確認した。【2-7】
93	福祉保健局 (社会福祉 法人等80団 体)	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	局は、補助事業のうち施設の整備の経費について補助の成果が補助金の交付決定の可否や補助条件に適合しているかどうかについて、現地調査を行っている。ところで、現地調査を実施している事業のうち、整備の進行上で当初計画から整備内容は変更があり、局は現地調査後の図面を使用して調査を行ったこととあり、適切でない状況が見られた。① 現地調査後に提出された実績報告書において、変更前の図面が添付されたおいて、局はその審査において変更後の図面への差し替えを求めるとして、最終的な整備内容を求める図面等が存存しない状態となっている。② 当初計画から工事内容が変更となつたような案件では、現地調査で使用した図面等は現地調査が適切に行われたか否かを判断する上で重要な資料となること、どの図面等について現地調査が適切に行われたかについては、書面上確認ができない状態となっている。局は、補助事業の審査及び資料の保管を適切に行われたり。	法人から補助金の実績報告書が再提出された。平成31年1月16日に現地調査を行うとともに、再審査による実績報告等が正しいことを確認し、補助金額の再確定を行った。【1-5】 平成31年1月28日、補助金審査の担当若手間会議で、今後は実績報告書の審査において、事業計画に修正がないか確認を徹底することは、計画変更の対応について、書面だけでなく、補助協議などの場において口頭での説明も行う旨も確認した。【2-7】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	議じた措置の概要	
	(団体)				措置区分
94	福祉保健局 (公益財団 法人等80団 体)	1	補助金の確 定事務を適 切に行うべ きもの	地域居住支援モデル事業補助金は、 ①事業の総事業費から当該区分に係る 寄附金のその他の収入額を控除した額、 ②補助対象経費の支出額、③局が定 める補助金交付額とするものである。 ところで、本補助金の交付状況に本 補助金の対象となった1施設において 見て見たところ、平成28年度に本補 助金の対象となった①と②の額に ついて事業収支の見込額により交付額 の算定を行っており、その後事業収支 額が確定した後も、現作、再算定等 を行っていないことが認められた。 局は、補助金の確定事務を適切に行 われた。	平成28年度及び平成29年度の補 助金について、法人の決算後の金額を もって平成31年1月9日付で補助 額の再確定の処理を行った。 【1-1-1】 平成31年2月26日に開催した部 の部課長会にて、指摘の内容について 周知した。【2-1-1】 今後、補助金の実績報告の際、決算 確定前の金額(見込額)で報告が活用 される場合は、新規に作成した処理の 届が、再確定が必要なる場合の届れ が無いよう徹底することとした。 【2-1-2】
		2			

番号	対象局	事項	監査結果の要約	議じた措置の概要	
	(団体)				措置区分
96	福祉保健局 (公益財団 法人等80団 体)	1	指定管理事 業に係る契 約に付随す べきものを 整備するべ きもの	在原病院において、災害拠点病院と して東京防災者拠点補助金で緊急対応 機材の整備に努めることを見たとこと で、浄水セット1点の管理状況を見たと 以降、使用可否が不明な状態となっ ていることが認められた。 病院は、年に1回職員が行っている 機器の点検において、老朽化により事 業者によるメンテナンスが必要であ ることを判断したものの、その後の対 応に長期間行っていないことは適切 でない。 局は、病院から年に1回管理台帳を 提出させており、管理台帳の提出時に 機器の確認を行うよう口頭指導を行っ たとしており、しかしながら、その後 の状況把握を行っておらず、使用可否 が不明な状態が長時間続いていること は適切でない。 病院は、応急用医療器具材について 適切に管理された。 局は、補助金で整備した応急用医療 器具材の状況を把握し、対応を 促された。	病室に対し、浄水セット1点の結果 に使用できないよう改善を促した結果、 病院において「メーカー」に整備を依頼 し、点検中であることを確認した。 【1-1-1】 今後も、整備後の納品等があるまで 継続して状況を把握する。 病院において応急用医療器具材が劣化等 により更新が必要となった場合、新た に更新予定時期も確認できるよう、災 害用応急医療器具材管理台帳の様式を改 善し、平成31年4月の実績報告から使 用することとした。今後、新しい管理 台帳を使用し、整備を行う。【2-1-2】
		2			

番号	対象局	事項	監査結果の要約	議じた措置の概要	
	(団体)				措置区分
97	福祉保健局 (公益財団 法人等80団 体)	1	指定管理事 業に係る契 約に付随す べきものを 整備するべ きもの	東京都市心身障害者口腔保健セン ターの指定管理事業の実施に当たると して、次のとおり、適切でない事例が認 められた。 ① 契約における意思決定を見たこと で、上事の支給が行われていないなど の状況が見受けられた。 ② 契約関係書類の作成を見たこと で、3件の契約について、契約書を見 受けられた。 ③ 印刷物作成契約を見たところ、見 積りの徴収が、者のみであったこと で、印刷物作成契約の受託者として 固定化してあり、予定金額の多寡が 関係なく、見積合せ等による競争が 行われていない。指定管理事業の実施 に当たり、契約に関する規程を定め、 適切に契約が行われた。	センターでは、平成31年2月1日 付けで新たな契約及び文書の事務原 則に準じて、センターの事務原 則に準じた契約書の作成すること を決定し、契約書もしくは見積書 を作成することから、随時契約による 原簿2者以上から見積書を作成する こと等を盛り込んだ。【1-1-1】 平成31年2月1日にセンター内で 打ち合わせを行い、事務局長及び事務 主任等に対し、事務原簿の作成に関 する事項について指示を行った。 【2-1-1】
		2			

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
98	福祉保健局 (公益社団法人東京都 法科大学院 会)	感染症性産業 廃棄物の保 管に当たり 適正な表示 を行うべき もの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)第12条 第2項及び廃棄物処理及び清掃に關 する法律施行規則(昭和46年厚生省 令第35号)第8条第1項では、産業 廃棄物の保管基準が規定されている。 東京都立心身障害者看護学校保健セン ターが排出する使用済み注射針等の感 染性産業廃棄物は、人が感染し、若し くは感染する恐れのある病原微生物 を含有し、若しくは付着している産業 廃棄物であり、その恐れのある病原 物の管理は関係法令の規定に沿って適 正に行われなければならない。 しかしながら、センターが感染性産 業廃棄物を保管している倉庫に設けら れ、及び倉庫に定められた掲示板が設 けられておらず、表示もなされていない 状況が認められたことは、適正でない 。法科大学院は、感染性産業廃棄物の 保管に当たり、法令に定められた表示 を適正に行われたい。	センターでは、平成31年2月1日 付で感染性廃棄物処理管理規程を新 たに策定し、法令に基づき適正な取扱 いを行うこととした。【2-7】 平成31年2月1日にセンター内で 打ち合わせを行い、事務局長及び事務課長が 感染性産業廃棄物の取り扱い、規程につ いて処理方法について指示を行った。 【2-5】
99	福祉保健局 (公益社団法人 東京都 法科大学院 会)	指定管理事 業に係る規 程の整備に ついて団体 を指導すべ きもの	東京都立心身障害者看護学校保健セン ターにおける事務手続を見たところ、 契約に係る事務処理や文書管理等の複 数の事務の執行において、規程等がな いことに起因する不適切な事務処理の 事例が認められた。当たっては、都に準 じてはならないが、都民の税金を原資とす る指定管理料によりその経費が支出され ていることから、センターにおいて も、適切な事務処理を担保するための 規程を設けることが必要である。整 備は、指定管理事業に係る規程の整 備について団体を指導されたい。	平成30年11月29日、センター における経理(契約を含む)規程、 文書管理規程及び感染性産業廃棄物処理規程 を策定するとともに、他の公益財団法人の 各種規程を参考に平成31年2月1 日付で各規程が策定された。 【1-5】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
100	病院経営本 部 (公益財団 法人東京都 保健医療公 益社)	補助金を返 還すべきも の	福祉保健局は、新人看護職員研修体 制の整備を促進し、看護の向上に及 び早期離職防止を図ることを目的とし て、都内の病院等が実施する新人看護 職員等の研修に要する経費の補助を 行っている。ところで、東京都地域病院の新人看護 職員研修事業の補助金の支給状況を見 たところ、事業年度の補助金が過大交 付となり、平成28年度に補助金が過大交 付となっており、平成28年度に補助金 は、自己施設の新人看護職員研修の交 入れを複数月で実施する場合は、基礎 額の加算が可能なところ、4月の実 施にもかかわらず基礎額の加算をした ことによるものである。5万 6,000円を返還を適正に行われたい。 また、 局は補助金の審査を適切に行われたい。	東京都地域病院における平成28年度 新人看護職員研修事業補助金の申し 渡しが、実績報告の修正を行い、福祉保 健局から交付額の再確定を受けた。再 確定通知及び当該補助金の交付要綱に 基づき、平成31年10月10日に超過 交付額5万6,000円の返還処理を 行った。【1-7】 今後の補助金の交付申請に当たって適 正に申請を行うとともに、公社事務局 が新たに作成したチェックリスト(平 成30年度新人看護職員研修事業補助 金実績報告に係るチェックリスト)の提 出について1日以内に確認を 行う。事務局でも病院が提出した チェックリストを用いて申請内容を再 確認し、再発防止に努めていく。 【2-9、2-5】
101	病院経営本 部 (公益財団 法人東京都 保健医療公 益社)	急用医療 資器材につ いて適切に 管理し、状 況把握の 向上、対応 を促すべき もの	在府病院は、災害拠点病院に指定さ れ、災害時に医療救護等を提供してい る。急用医療資器材を確保している 。ところで、病院において、災害拠点 病院として資器材の管理状況を見たところ、 急用医療資器材の管理状況を見たところ で、使用可能が不明な状態となつて いることが認められた。要領におい て「災害時に直ちに使用可能な機器の点 検等を実施すること」となっており、 機器の点検において、を劣化により専門 業者によるメンテナンスが必要である と判断したものの、その後の対応を長 期間行っていないことは適切でない。 局は、病院から年に1回管理台帳を 提出させており、管理台帳の提出時 に機器の確認を行うよう口頭指導を行 ったとしている。しかしながら、その後の状況把握を 行っておらず、使用可否が不明な状態 を促していることについては適切でな い。病院は、急用医療資器材について 適切に管理されたい。	浄水セット1点について、使用可能 をメカニカルに確認したところ、部品等 の交換により引き継ぎ使用可能である ことが判明したため、病院は、平成 31年2月21日に修繕完了した。 【1-4】 病院においては管理台帳に基づき、 年に1回機器の点検を行い、不具合や 故障を発見した場合は、福祉保健局に依 頼した上で、速やかに業者にて修理を依 頼するよう改めて平成31年2月21 日付事務連絡「災害時急用医療資器材の 管理・点検・修理について」のとおり 案内に周知を行った。【2-5】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分				
102	病院経営本部 (公益財団 法人東京都 保健医療公 社)		契約事務を適切に行い、病院への指導を強化すべきもの	<p>(ア) 東京都がん検診センター 大久保病院、豊島病院及び多摩北部医療センターにおいて、契約事務を見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>(イ) 東京都がん検診センターにおいて、受注者決定までの過程を見たところ、実施原簿で決定した見積りを徴取したと相手と異なる状況となっており、適正でない。</p> <p>(ロ) 大久保病院は、総合契約を締結し、複写サービスに関する契約の積算等において、適切でない点が認められた。</p> <p>(ハ) 豊島病院は、清掃業務等を委託している。業務の履行管理を見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。</p> <p>ア 受託者は各作業計画等を作成及び提出しておらず、病院も求めていない。</p> <p>イ 清掃業務日誌に履行場所を漏れているか確認できない。</p> <p>ロ 特別清掃の作業面積等について面積や周回の内訳や場所が分かる書類が、監査日(平成30年10月4日)現在確認できず、受託者にも図面等で指示を行っていない。</p> <p>ハ 清掃作業面積について適切か確認できない。</p> <p>ニ 多摩北部医療センターにおける、屋外及び職員住宅共用部分の清掃を行うための委託契約を見たところ、年間合計で9,229円過大に支払っているなどの状況が認められたことは、適正でない。</p> <p>(ホ) 病院等は、契約事務を適切に行われない。公社事務局は、契約事務が適切に行われるよう病院等の指導を強化された。</p>	<p>(ア) 東京都がん検診センターでは、平成30年12月10日に実施した年度ミーティングにおいて、契約事務担当者への指導を徹底し、また、文書主任及び簿記部の整理担当による再発防止を図る。</p> <p>【2-1-1】</p> <p>(イ) 大久保病院では、平成30年12月4日の係会において、担当事務の手引を活用し、担当者へ適正な契約手続の指導を徹底し、また、年度担当係長によるチェック体制の強化により再発防止を図る。【2-1-2】</p> <p>(ロ) 豊島病院では、作業面積について、次期契約に向けて、定期面談等、全て再確認し、正確な面積を示していく。</p> <p>また、平成30年12月21日に実施した係会にて、年度担当係長が担当者の起業等、チャットを徹底するなどの、公社要綱に指導した。【2-1-3】</p> <p>(ハ) 多摩北部医療センターでは、平成30年12月7日の係会において、業務委託の履行状況及び支払事務について十分な確認を行うよう周知した。また、チェック体制を強化し再発防止を図る。</p> <p>【2-1-4】</p> <p>事務局の指導強化として</p> <p>(1) 平成30年12月4日開催の年度担当係長会において、契約事務を適切に行うよう指導した。今後、契約事務担当者が適切に業務を遂行するために、年3回実施する年度担当係長会及び担当者を活用し、契約事務担当者への指導強化や情報共有を図る。</p> <p>【2-1-5】</p> <p>(2) 「契約事務の手引」を平成31年3月に改正し、内容を充実させた。今後、確実に契約事務担当者へ定着させるとともに、業務の標準化を推進していく。【2-1-6】</p> <p>(3) 自己検査のうち年度関係については、事務局の検査員に加え、新たに検査補助員として他病院から職員を相互に派遣する。平成31年3月11日日付事務連絡より各病院庶務担当課長宛てに通知し、自己検査の精度向上に努めることとした。【2-1-7】</p>

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分				
103	産業労働局 (公益財団 法人東京都 中小企業振 興公社)		審査事務を適正に行うべきもの	<p>局は、公社に対して、新事業分野を創出するために形成されたネットワークを構成する都内中小企業等への事業の事務に必要な経費について補助金を交付している。平成29年度の新事業分野創出プログラムに係る立派な技術研発センターに委任し、受託者の補助金を当該補助金の算定に含めていく。</p> <p>この算定には検査業務に要した費用の算出単価が、公社は検査作業数を単位として算出した額を受託者に支払っている。その額を補助経費として局に申請したため、補助金交付が10万7,200円過大となっており、ことが見受けられた。</p> <p>公社は、謝金を支払うに当たり、受託者からの請求について、契約書に基づく審査をすべきところ、それとは異なる単位を用いた金額を実績額と認め、局及び公社は、補助事業に要した経費の実績が契約に基づいており、適正に審査業務を行われた。</p>	<p>局は公社に対し、監査結果を周知し、是正依頼を行った。また、局が、補助事業に要した経費の実績金額を作成する審査について、ネットワークを構築し、再発防止を徹底した。</p> <p>【2-1-1】</p> <p>公社は審査事務の適正化について社内の周知徹底を図るとともに、契約書の内容を修正した。【2-1-2】</p>
104	産業労働局 (公益財団 法人東京都 光財団)		委託契約を適切に行うべきもの	<p>局は、地産観光振興事業実施要綱に基づき、財団が創設した地域観光振興基金に出資している。</p> <p>財団はこれを原資に、島しょ地域を活用した縁結び観光プログラムを推進するため、委託契約を締結し、仕様の書き、かかる費用は、至らぬものを除き、かかる費用は、至らぬものをこの契約を見たとし、委託者は、一般モニターとしてツアーに参加したり、一般モニターとしてツアーに参加したり、5名から旅行代金として、1人当たり8,000円を徴収していることが見受けられた。</p> <p>本件委託契約では、一般モニター分の旅行代金も契約金額に含まれており、一般モニターから委託者が参加費等を徴収した場合、財団は委託者手続を行わず適切でない。</p>	<p>局は、財団に対して、適切な契約手続について文書により通知した(平成30年11月22日)。</p> <p>財団は本通知を受け、臨時の係長会を開催し、契約変更の手続等の具体的な変更を周知し、注意喚起を行った。</p> <p>【2-1-1】</p>